

議案第18号

小金井市空家等対策協議会条例

小金井市空家等対策協議会条例を別紙のように制定する。

平成29年2月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、小金井市空家等対策協議会を設置するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市空家等対策協議会条例

### (設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、小金井市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議する。

### (組織)

第3条 協議会は、市長のほか、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 2人以内
- (2) 市議会議員 1人以内
- (3) 法務、不動産、建築、福祉等の分野において識見を有する者 8人以内
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

### 別表第3中

「

安全・安心まちづくり 協議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

を  
「

安全・安心まちづくり 協議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
空家等対策協議会委員		日額	10,000円

」

に改める。